

令和4年度第1回静岡県森林審議会 会議録

令和4年6月6日(月)
県庁別館9階第2特別会議室

午後1時28分開会

○司会

ただいまから令和4年度第1回静岡県森林審議会を開催いたします。

初めに、審議会開催に当たりまして、経済産業部農林水産担当部長の櫻井からご挨拶申し上げます。

○櫻井経済産業部農林水産担当部長

ただいまご紹介いただきました、静岡県農林水産担当部長の櫻井でございます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の森林行政に格別のご尽力をいただき、大変ありがとうございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、現在世界的な木材供給の逼迫によりまして、ウッドショックという深刻な事態が依然として継続をしている状況でございます。しかしながら、その一方で、県産材への需要の高まりであるとか、あるいは脱炭素社会への貢献といった、森林資源に対する新たなニーズが顕在化するなど、林業にとって大きなチャンスとなる転換期を迎えていると考えております。

県では、こうした社会情勢の変化に対応するために、本審議会のご意見等を踏まえまして、今年度から4年間の計画として新たな森林共生基本計画を策定いたしました。この計画では、これまでの「経済性」「公益性」「県民参加」の3つの視点を踏襲しながら、これらを包含する形で新たにカーボンニュートラルの観点を加えて、総合的に施策を展開していくこととしております。特に需要に応じた県産材の安定供給に向けましては、路網等の条件整備や、あるいは住宅分野等での民間利用の拡大を通じて、林業の成長産業化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年熱海市内で発生をいたしました土石流災害を契機といたしまして、森林の

適正管理につきまして、県民の関心が高まっております。こうした状況を踏まえまして、県では、広大な森林情報を一元化した森林クラウドを構築いたしまして、県と市町、森林組合等が最新の情報を共有して森林整備や林地開発等に連携をして対応できるよう、取組を強化してまいりたいと考えております。

また、近年激甚化をしております自然災害への対応も大変重要になります。治山事業や森の防潮堤づくり、森の力再生事業につきましても、より一層効果的な事業となるよう、必要な検証、見直し等を行いながら、県民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

本日は、令和3年度に実施をいたしました県の施策事業につきまして、P D C Aサイクルに基づき評価・分析をいたしました県森林共生白書についてご審議をいただきたいと考えております。限られたお時間ではございますけれども、委員の皆様には、それぞれのお立場や様々な観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶といたします。

○司会

本日は、委員の改選後初めての全体会議となります。改選後、時間も経過しておりますので、改選当初、書面で執り行ないました会長選任や部会員の指名などについて、改めてご説明いたします。

まず、今期の委員の任期でございますが、令和4年2月3日から令和6年2月2日までの2年間でございます。

今回の改選により、浅見佳世委員、板谷明美委員、蔵治光一郎委員、田代功委員、知花武佳委員、星野淨晋委員の6名に新たに委員に就任していただきました。

続いて、会長の選任でございますが、お手元の資料1ページの中段をご覧ください。

森林法第71条により、「委員が互選した者をもって充てる」とされていることから、委員全員の互選を書面により行なった結果、令和4年2月18日付けで中谷委員が会長に選任されました。

また、資料3ページの静岡県森林審議会運営規程第6条では、「審議会の下に林地保全部会及び森林整備部会を置き、また部会員及び部会長は会長が指名する」とされていることから、令和4年3月2日付けで、会長から各部会員及び部会長を指名していただきました。資料6ページの委員名簿のとおりでございます。林地保全部会の部会長は今泉委員、森林整備部会の部会長は志賀委員でございます。よろしく申し上げます。

なお、林地保全部会におかれましては、今期、今日の午前中の部会を含めて既に2回の審議を行なっていただいております。

それではまず、新しく会長に就任されました中谷会長からご挨拶をお願いします。

○中谷会長

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、それぞれの委員の皆様方は、高い見識、そして各方面でご活躍をされているということで、そうした方々を前にして私が会長に選任をされたこと。続投という形にはなりましたけれども、大変恐縮をしております。しかしながら、本県の森林・林業行政全体を見渡して意見をしていくという、この本会の目的達成のために力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。また、新しく委員に選任をされた皆様方には、それぞれ専門分野、知見を生かして、積極的なご発言をお願い申し上げておきます。

さて、昨今のウッドショックにおける、外国産材から県産材へと。そして2050のカーボンニュートラル、SDGsの達成、森林の適切な利用・保全など、森林との共生のための取組は多岐にわたっております。本日は、昨年度の評価と見直しをまとめた森林共生白書についてご意見をいただき、委員の皆様におかれては、活発なご議論をお願い申し上げます。冒頭、会長としての挨拶に代える次第でございます。

○司会

では、委員の皆様をご紹介します。名簿順にご紹介しますので、委員の皆様は自己紹介をお願いします。

最初に、浅見委員でございます。

○浅見委員

常葉大学の浅見と申します。よろしく申し上げます。

専門分野は植物生態学で、保全生態も行なっております。静岡に越してきてから今年で6年目ということで、ようやく森林の全体像がつかめてきたかなと思う一方、まだまだ勉強が足りないと思っています。今後ともよろしくお願いたします。

○司会

次に、荒川委員でございます。今日はオンラインでの出席です。

○荒川委員

荒川です。よろしくお願いたします。

林業経営コンサルタントをしております。静岡県では、組織力向上研修という静岡県の林業経営体の経営支援を行なう事業に専門家としてお手伝いをさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○司会

次に、石川委員でございますが、今日は所用によりオンラインで遅れてご参加されるということになっております。

続きまして、板谷委員でございます。

○板谷委員

三重大大学の板谷です。どうぞよろしくお願いたします。

専門は森林利用学です。静岡には、研究所であるとか静岡大学には時々お邪魔しているのですが、県全体にわたるようなこういった会議は初めてですので、どうぞよろしくお願いたします。

○司会

次に、今泉委員でございます。

○今泉委員

静岡大学の今泉です。

専門は砂防でして、土砂災害のことをやっております。よろしくお願いたします。

○司会

次に、加賀谷委員でございます。

○加賀谷委員

加賀谷廣代です。

民間で林業コンサルをしております。今日は民間の林業経営という視点から、いろいろご意見を述べさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○司会

次に、蔵治委員でございます。

○蔵治委員

蔵治でございます。東京大学の農学部の附属演習林というところにおります。

専門は森林と土砂災害、水害、それから水資源でありまして、私どもの演習林は静岡県に2か所の森林を所有させていただいております。南伊豆町と湖西市にありますけれども、そういう山主の立場からも参加させていただきます。よろしくお願いたします。

○司会

次に、志賀委員でございます。

○志賀委員

志賀です。よろしくお願いいたします。

現在筑波大学を退職して、林業経済研究所というところで主に森林管理制度のことに
ついて研究をしております。

静岡県については、私、筑波大学の前に全国森林組合連合会というところにいたので、
当時の天竜林業の華々しいときにちょうど全森連に入って、それでこちらの県民税のと
きからずっとお世話になっているというようなことで、静岡県人ではないのですけれど
も、非常に47都道府県の中では静岡県とは縁が深いというようなことです。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○司会

次に、鈴木委員でございます。

○鈴木委員

鈴木英元といいます。ここでは全国林業研究グループ連絡協議会の副会長を務めてお
ります。

私の住まいは、同じこの静岡市の安倍川の上流で、森林経営を一応しております。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○司会

次に、田代委員でございます。

○田代委員

静岡県木材協同組合連合会の田代でございます。

仕事は、沼津で材木の製品の問屋をやっております。どうぞよろしくお願い申し上げ
ます。

○司会

続きまして、知花委員ですけれども、本日、所用により欠席となっております。

次に中谷委員ですが、先ほど会長としてご挨拶いただいたところでございます。

次に、坂東委員でございます。

○坂東委員

坂東英代です。森と人のネットワークというNPOにおります。

野鳥の調査や環境教育などに取り組んでいます。どうぞよろしく申し上げます。

○司会

次に、星野委員でございます。

○星野委員

西伊豆町長の星野と申します。

私は森林に関しての知見というものを持ち合わせてはおりませんが、自治体を預かる一首長として、特に西伊豆町は町の面積の8割以上が森林でございます。そのうちの1,600haぐらいが町の持っている山ということでございますけれども、なかなか今まで材木に関しては、「お金にならない」「切れば切るほど赤字」という状況で、活用されてこなかったわけでございますけれども、やはり山を守る、そして国土を守る、そして何よりも、山から富養な水が供給されることによって海を守ることにもつながってまいりますので、今後とも森林整備には積極的に取り組み、皆様の知見、いろいろなご意見を伺いながら、森に対して積極的に取りかかしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○司会

最後に、山崎委員でございます。

○山崎委員

こんにちは。ホールアース研究所の山崎と申します。

名簿には「研究所」となっておりますけれども、ふだんは「ホールアース自然学校」という屋号で活動しています。県内各地で森林環境教育を実施したり、その指導者を育成するということを主な生業にしています。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○司会

次に、本日の委員の皆様の出席状況ですが、15名中11名の委員に県庁会場にてご出席いただいております。2名の委員にオンラインでご出席いただいております。なお、先ほど申し上げましたが、石川委員は所用のため途中からオンラインでご出席いただく予定となっております。出席者が14名で、委員の過半数を超えており、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、今日の次第でございますけれども、お手元の資料の1枚目をご覧ください。

まず諮問事項といたしまして、「令和4年度版静岡県森林共生白書（案）」について

ご審議いただきます。その後、「林地開発許可に係る答申」について報告いたします。

続きまして、オンライン会議を併用するに当たり、発言方法など、進め方についてご案内します。

オンラインでご出席の委員は、ご自分の発言のとき以外は音声をミュート（消音）にしてください。カメラは常時オンにしてください。発言されるときは、画面上で挙手していただき、議長が指名しましたら話を始めてください。指名を受けた委員は、マイクをオンにしてから話し始めてください。自身の発言が終わったら、「以上です」と一言添えて音声をオフにしてください。また、発言はできるだけ簡潔にするなど、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中谷会長

それでは審議に入ります。

諮問事項といたしまして、「令和4年度版静岡県森林共生白書（案）」について、事務局から説明願います。

○事務局（白井）

静岡県森林計画課森林計画班の白井です。「令和4年度版静岡県森林共生白書（案）」について、お手元の資料でご説明します。

静岡県森林共生白書は、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の第12条に基づき、毎年県民の取組や県の施策をまとめた報告書として作成し、公表しています。白書は、森林共生基本計画をPDCAサイクルで着実に推進するために必要な意見・評価を得る手段とも位置づけており、森林審議会でもいただいたご意見を外部評価として今後の施策展開に反映してまいります。

それでは、白書案の内容についてご説明します。

第1章では、白書の位置づけ、森林共生基本計画の目標について記載しています。

第2章では、森林との共生に向けた取組のうち、トピックスとして7件掲載しています。その他の取組については、Facebookで紹介した主な取組を一覧表と写真で掲載しています。また、県内で森林との共生に向けた活動に取り組む方を紹介しています。

第3章では、森林共生基本計画に定めた指標の令和3年度の達成状況と施策の評価・改善について記載しています。

第4章は、令和4年度に取り組む主な施策について記載しています。

2、3ページをご覧ください。

静岡県森林共生基本計画は、静岡県総合計画が掲げる「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり」を実現するための分野別計画に位置づけています。「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」に向け、県は森林共生基本計画を定めており、左が令和3年度までの計画の体系、右が新たに策定した令和4年度から令和7年度を計画期間とする計画の体系となっています。新しい計画では、森林や林業、木材産業を取り巻く現状と社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するための新たな方向を設定し、「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」を目指した施策を展開します。

令和3年度のトピックスについて、抜粋してご紹介します。4ページをご覧ください。

令和3年3月頃から木材製品の不足と高騰が起こり、いわゆる「ウッドショック」と称される事態が続いています。県内でも木材価格が高騰し、生産者が合板用の造材から製材用の造材に切り替えたことで、県内の合板工場の需要に対して十分な丸太の供給ができませんでした。

県は、このウッドショックを外国産材から県産材への転換の好機と捉え、安定供給体制の強化に取り組んでいます。

5ページでは、施業の効率化や労働負荷の軽減を担う林業イノベーションについて、3つの取組を紹介しています。

次に、6ページをご覧ください。

「東京2020オリンピック・パラリンピック提供木材のレガシー利用」です。

県森林認証材の品質と供給力を全国に発信し販路拡大につなげるため、選手村ビレッジプラザ整備プロジェクトに協力し、県森林認証材を提供しました。提供した木材は大会終了後に県に返却され、返却された木材をレガシーとして利用するためアイデアの募集を行ない、応募総数355点の中から部門ごとに優秀作品を選出しました。令和4年度は、優秀作品を生かした什器やノベルティーを製作し、森林認証材のPRに活用します。

次に、7ページをご覧ください。

「木材生産団地による森林認証材等の安定供給体制の構築」です。

民間での木材利用が広がり、大規模建築物などで短期間に大量の森林認証材等の木材の供給が求められています。航空レーザー計測による高精度な森林情報などを基に、県

内25地区で木材生産団地を設定し、林業経営体や森林所有者と中長期的な丸太の生産計画を進めています。

また、生産団地において、大型トラックが走行する基幹的作業道と架線集材施設の先行整備を行ない、安定供給体制を構築しています。

次に、10ページをご覧ください。

「盛土の点検の実施と危険な盛土の早期復旧」です。

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、県の盛土の緊急点検と国の総点検を実施しました。点検の結果、森林法に係る盛土507か所のうち71か所で異常が見られましたが、直ちに人命や財産等に甚大な影響を及ぼすほどの危険性の高い盛土は確認されませんでした。

しかし、異常が見られた箇所については、小規模な崩壊の発生や異常降雨による土石流発生の可能性もあることから、県及び市町が連携し、行為者や土地の所有者等に対して行政指導や行政処分となる中止命令や復旧命令を発出し、厳正に対処しています。また、令和4年3月に「静岡県盛土等の規制に関する条例」を制定し、盛土の崩壊等による災害の防止、生活環境の保全を図っています。

ここからは、森林共生基本計画の体系に基づき、令和3年度の施策の評価についてご説明します。

計画では、3つの基本方向と7つの施策を位置づけ取組を展開しています。

まず、令和3年度の各施策の評価についてご説明します。

15ページをご覧ください。

「県産材の安定供給体制の確立」についてです。

木材生産量は前年度よりも増加しましたが、50万m³の目標達成はなりません。目標の達成には、需要変動にも対応できる安定供給体制の構築が必要です。いつでも伐採できる木材生産フィールドを確保し、中長期的な木材生産計画を作成して基盤整備や森林認証の取得を促進するとともに、林業イノベーションの推進や低コスト主伐・再造林の成果普及を進めます。

続いて、16ページをご覧ください。

「ビジネス林業の定着」についてです。

「木材生産の労働生産性」については、年々向上しているものの、目標には達しない見込みです。効率的な生産システムの導入や林業経営体の経営改革などが必要です。デ

デジタル技術を活用した効率的な生産システムの導入を目指す林業経営体に対して、基礎技術やICTなどの新技術活用などの課題に応じた研修会を開催します。

続いて、17ページをご覧ください。

「県産材製品の需要拡大」についてです。

「公共部門の県産材利用量」は、公共施設整備や公共土木工事での率先利用に取り組んだことから目標を達成しました。SDGsの推進やカーボンニュートラルの動きによる都市部での木材利用の機運を捉え、民間での取組をさらに拡大する必要があります。公共部門の県産材利用の目標値を引き上げてさらなる率先利用に取り組むとともに、住宅助成制度と非住宅建築助成制度の拡充に取り組みます。

続いて、18ページをご覧ください。

「森林の適正な整備」についてです。

森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備は、目標面積の達成を続けています。今後は、カーボンニュートラルの実現に向けて森林吸収源の役割がますます重要となり、森林の整備と更新、路網などの基盤整備が必要です。森林の二酸化炭素吸収量を確保するため、間伐などの森林整備の目標面積を引き上げるとともに、適正な更新を図る低コスト主伐・再造林を促進します。また、林道や基幹的作業道、森林作業道などを組み合わせた林内路網の整備を促進します。

続いて、白書19ページをご覧ください。

「森林の適正な保全」についてです。

森の力再生事業は着実に進捗しており、おおむね目標を達成する見込みです。改善として、荒廃森林の整備を着実に実施するよう事業を推進するとともに、森林の適正な利用を確保するため、市町とのリアルタイムな情報共有を行ないます。

続いて、20ページをご覧ください。

「魅力と強みを活かした山村づくり」についてです。

「しいたけ生産量」は、経営規模の縮小や生産の取りやめ等により生産量が減少傾向にあります。しいたけ原木などの資材購入の支援や「しずおか農林水産物認証」をはじめとしたGAPの取得の促進により生産基盤を強化します。また、関係団体と連携して販路拡大や新規就業者の定着に取り組めます。

続いて、白書21ページをご覧ください。

「県民の理解と参加の促進」についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事が中止や規模縮小となり、「森づくり県民大作戦」の参加者数は減少しました。改善として、今後続くと見込まれるコロナの影響を踏まえ、感染症対策を実施したイベントの開催と積極的な情報発信や市町の行事との連携強化を図ります。

令和3年度に実施した各施策の評価については以上になります。

次に、森林共生基本計画の体系に基づき、令和4年度の主な施策についてご説明します。計画では、4つの基本方向と9つの施策を位置づけ取組を展開しています。

24ページをご覧ください。

まず、本ページ下部のイノベーションプロジェクトの体系図を、先日お送りした資料で差し替えとしております。「森林・林業イノベーションプロジェクトのプラットフォーム（案）」と書かれた写真が掲載されているものが最新のものになります。

それでは、ご説明に戻らせていただきます。

まず「林業イノベーションの推進による県産材の安定供給」では、「林業イノベーション×DXの推進」「県産材の効率的な供給・流通体制の確立」「収益性の高い主伐・再造林の促進」「森林認証材の供給拡大」に取り組めます。

「林業イノベーション×DXの推進」では、森林クラウドの構築や高精度森林情報の取得と活用を促進するとともに、デジタル技術を導入して業務効率化などを図る林業経営体を支援します。また、先端技術コーディネーターを配置し、「ふじのくに林業イノベーションフォーラム」への参加促進、現場のニーズと企業などが持つ先端技術のマッチングとその実証を推進します。

さらに、「森林認証材の供給拡大」では、県内各地に数百から数千の木材生産団地を設定し、森林認証材等の供給拠点として路網・架線といった生産基盤整備や認証取得を支援します。

続いて、25ページをご覧ください。

「林業の人材確保・育成と持続的経営の定着」では、「森林技術者の確保・育成」と「林業経営体の経営改革」に取り組めます。

「森林技術者の確保・育成」では、ICTなどの新技術を活用できる人材の育成や、就業後のミスマッチ解消に向けた林業経営体のインターンシップを実施します。また、中山間地域の高校で出前講座等を行ない、職業選択時の林業の意識づけを図ります。さらに、森林技術者のステップアップ支援や指導者の育成、経営改善や福利厚生等の充実

を図ります。

続いて、「県産材製品の需要拡大」では、「県産材の製材・加工体制の強化」「住宅分野におけるシェア拡大」「非住宅分野における新たな需要の獲得」「県産材製品の県内外の販路開拓」に取り組みます。

このうち「住宅分野におけるシェア拡大」では、これまでの補助要件を拡充し、県産材製品を使った新築や増改築、リフォームを行なう施主を支援します。また、県産材を使う意義や木のよさを伝える工務店向けの研修会を開催します。

また、「非住宅分野における新たな需要の獲得」についても、補助要件を拡充し、県産材製品を使った民間非住宅建築物の木造化・木質化を行なう施主を支援し、また非住宅木造建築の実践に役立つ専門的知識を習得できる講習会を開催します。

続いて、26ページをご覧ください。

「森林の適切な管理・整備」では、「森林DXと経営管理の促進」「適切な森林整備の促進」「主伐・再造林による適正な更新」に取り組みます。

このうち「適切な森林整備の促進」では、林業経営体等の森林経営計画に基づく間伐等森林整備の実施を支援します。また、林道等の林内路網の整備や路網作成支援ソフトによる路網計画作成を支援します。

続いて、27ページをご覧ください。

「多様性のある豊かな森林の保全」では、「森林保全による県土強靱化」「森林の公益的機能の回復」「適正な保安林の配備と森林の利用」「自然環境の保全」に取り組みます。

このうち「森林保全による県土強靱化」では、「ふじのくに森の防潮堤づくり」の着実な推進や、地域の安全・安心を確保する効果的な治山事業の推進、県土強靱化対策事業などによる山地災害発生時の緊急対応などを行ないます。

続いて、28ページをご覧ください。

「県民と協働で進める森林づくり」では、「県民の理解の促進、県民との合意形成」「県民や企業の参加による森づくり」「森づくりの担い手の確保・育成」に取り組みます。

このうち「県民や企業の参加による森づくり」では、「森づくり県民大作戦」への参加促進と、地域、団体、企業等が連携したイベントを実施します。また、「しずおか未来の森サポーター制度」の積極的なPRと、企業とNPO法人や森づくり団体とのマッ

チング支援等を行ないます。

次に、「新たな価値を活かした山村づくり」では、「新たな山村価値を活かした交流拡大」「特用林産物等の地域資源の活用」に取り組みます。

続いて、白書29ページをご覧ください。

「森林吸収源の確保」では、「吸収源となる健全な森林づくり」「森林の若返りを図る主伐・再造林の促進」に取り組みます。

次に、「炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進」では、「森林経営管理の合意形成」「貯蔵庫となる建築物への県産材利用の拡大」「排出削減に寄与するバイオマス利用への供給拡大」に取り組みます。

このうち「排出削減に寄与するバイオマス利用への供給拡大」では、県未利用木材を木質バイオマスとして活用する新たな取組を支援し、成果を普及します。また、成長が早く二酸化炭素の吸収に優れた早生樹を活用した新たな森林経営モデルを開発します。

以上で、白書案の説明を終わります。

なお、白書は、審議会でもいただきましたご意見なども踏まえて再度取りまとめを行ない、7月に公表することとしております。

それではご審議をお願いいたします。

○中谷会長

説明が終わりました。ご質問等受け付けてまいりたいと思います。どうぞご発言をお願いします。

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

まず、最初に伺いたいのが、この静岡県森林共生基本計画と地域森林計画、県の計画との位置づけの関係性を確認したいのですが。

○中谷会長

いかがですか。

○小池森林計画課長

共生基本計画のほうは、基本理念、それから目指す姿、そういったものを示して、県の進むべき方向を示すというような位置づけになっています。

対しまして、地域森林計画につきましては、森林の資源量をどう管理していくのか、保全していくのかを示していますが、共生基本計画の中にも、例えば「再造林をどれだ

け進めますよ」とか、そういった目標を定めておりますので、そのあたりは地域森林計画となるべく整合が取れるような形で示すよう整理をしております。

○加賀谷委員

もう1点よろしいでしょうか。1ページに「県の取組をP D C Aで回しています」という図が載っていますけれども、ここで表現するのがいいか、15ページのほうが令和3年の各施策の評価と、「PLAN」「DO」「CHECK」の結果をここで表示していると思うので、こちらに持ってきて、隣の「森林との共生のイメージ図」をもう少し大きくクローズアップしてもいいのかなというふうに思いました。

P D C Aで回すというのは、あくまでも取組のプロセスであって、「それをやっています」ということ自体よりは、「その結果がどうなりました」ということを例示するというほうが多分皆さん分かりやすいのかなと思いますので、ちょっとそこが、この図のバランスも含めて気になったところです。

○中谷会長

その点について、いかがですか。

○小池森林計画課長

P D C Aの仕組みからいうと、まず「PLAN」の部分が共生基本計画、それから「実施」の部分が施策・取組の実施ということで、例えば白書の中でいうと、トピックスにあるようなものが実際行なったもの、施策・取組の内容になっています。

15ページからの評価の部分については、見直し、改善、それから実施状況の評価ということですが、書きぶりに、15ページの中で目標数値を示した上で評価・改善を書いた上に、この中身がそれ以降の、例えば15ページのものですと、24ページの令和4年度の主な施策、そこにつながるような書きぶりをしていきます。これまでそういう形でやってきているものですから、今いただいた意見についてはもう少し検討させていただきたいと思います。

○中谷会長

加賀谷委員、いかがですか。よろしいですか。

○加賀谷委員

はい。

○中谷会長

ほかにございますか。英元君、どうぞ。

○鈴木委員

私のほうで気になったのは、資料の30ページのところです。

この一番下の「森林資源の循環利用」で、このグラフが、造林した面積が載っているのですけれども、左の文章を見ると「再造林面積は大きく減少しました」と。何を見てどう減少したのかと。昭和50年と見て減少しているということを行っているのか、または主伐面積に対して減ったのか、見方がよく分からなくて、どちらかという主伐の面積の絵を、数字を載せておいて、この数字があるのだったら、「ああ、何パーセントしか植林してないのだな」とか分かると思うのですけれども、その絵がどうかと思いついて、ご説明願いたいなと思います。

○中谷会長

どうぞ。

○小池森林計画課長

まず、30ページのグラフですけど、こちらのグラフは造林面積ということで、主伐された面積ではなく、あくまでその年に植えられた面積を掲載しているところです。

全国的に、主伐・再造林ということで各県進めているところですが、そういった中で、造林率というのがやはり大変低いという話が林野庁の中でも大変問題になっていると聞いております。そういった中で、皆伐する目的の中には一部開発に伴うものもあるものですから、その辺の数字をうまく抜いて、しっかり再造林していく面積——ごめんなさい。確かに主伐の面積ですね。林業でいう主伐の面積をしっかり捉えて、その上で再造林率を定義し直そうという動きがあると聞いておりますので、そのあたりの動きを捉えて、改善できる場所があれば、やっていきたいと思っております。

○中谷会長

いかがですか。

○鈴木委員

今までは、例えば15ページのほうでは、そのグラフを見れば「ああ、そうなのかな」と分かりやすかったのですけれども、この15ページのグラフでもちょっと見にくかったので、専門的な感じで数字を追っていったときに、見づらいなと思ったものですから指摘させてもらいました。

○中谷会長

よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、ほかにご意見承ります。はい、板谷委員、どうぞ。

○板谷委員

初めてなので、この見方を教えていただきたいのですけれど。

2つ聞きたいことがありますして、令和3年度の各施策の評価というのがあるのですが、評価というのはどなたが評価をするものなのかなと思ひまして。評価というと、第三者みたいな人が評価をして、それに対する改善かなという気がしたので、まず1つ目は、どなたが評価をしているか聞きたいのが1つ。

あとは、令和4年度の主な施策のところ、**「拡充」**というのと**「新規」**というほかに何も書いていないものがあるけれども、それは**「継続」**という意味でしょうか。その2つを教えてください。

○中谷会長

どうぞ。

○小池森林計画課長

まず評価につきましては、こちらに記載してあるものは、全て県庁の中で、我々のほうで書かせていただいたものです。

それからもう1点、令和4年度の取組で**「拡充」****「新規」**の記載のないものですが、こちらは継続案件となっています。

○板谷委員

継続のほうは一言書いてあると、評価するという——新規なのかなというのが分かるようにしておくといいと思ひました。継続は継続で。

評価に関しては、もしかしたら違う人が評価されたらまた違う改善点になるかもしれないという気がしたので、改善をするためにはもうちょっと客観的な評価が入るようにするといいのかなという、感想というか、どんなシステムになっているか分からないので、感想になります。

○中谷会長

よろしいですか。どうぞ。

○小池森林計画課長

評価については、県の内部評価という形になっています。そういった内容を含めて、こちらの審議会にかけさせていただいて、ご意見をいただく中で、修正する部分があればご指摘いただくという形をお願いしたいと思います。

○中谷会長

それでは、ほかに。志賀委員、どうぞ。

○志賀委員

3点ほど申し上げたいと思うのですが、1点は、3ページの「新たな静岡県森林共生基本計画」のところですけども、前とどこが違ったのかというのが、もうちょっと明確に何かアピールするような方法はないかなというのが1つです。

それは、1つはカーボンニュートラルが入っているよというのは十分分かるのですが、基本理念として「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」というのが今回は掲げられていると。そうすると、「持続可能な社会」というのは、前と比べたときに、例えばコロナであるとかウクライナ問題であるとか、非常に社会全体の不確実性が高まっていて、それについて「どうするんだ」という問いかけというのが、多分県民の皆さんとか我々が抱くことだと思うんですね。それと直結して「森林との共生」という問題がうまくリンクするかどうかは分からないのですが、何かそういうベースで、「基本理念の具体化の方向」みたいなところに、そういう何か、味つけというか、そういうのが出たほうがいいのではないかなと。それによって「前の基本計画と今回というのは、こういうところが違うんだ」ということがちょっと出るといいのかなと。それで、この白書自体は、非常にコンパクトな中でいろいろな側面が載っていて、私は非常に興味深く読ませていただいたのですが、それを何かうまくここで総括的にどういうふうにできるのかなというのが、知恵を絞っていただけたらというのがまず第1点です。

それから、第2点と第3点は、7ページの「木材生産団地による森林認証材等の安定供給体制の構築」という、非常にこれは重要な取組だと思うのですが、2番目の質問ですけども、これは森林認証を取ったところを中心に県内25地区で木材生産団地を設定する取組で、始まってそんなに経っていないので生産基盤の先行整備をやっているということかなと拝見したのですが、多分、森林認証を取ったところも、FSCとSGECがあったり、規模、それから取得主体がいろいろだったりしていると思うんですね。そうすると、中心的な組織も、25でいろいろだと思うのですが、その辺の現状がどうなっているのかということと、「これを将来的にどういうふうな方向で安定供給体制の構築に結びつけていくんだ」みたいなところのビジョンみたいなのがあれば、教えていただけたらなと。

というのは、林業構造改善事業の頃から、高集団地とか、いろいろな形でこういう団

地化とか木材生産団地の取組はやられてきたわけですがけれども、今まで、予算措置がなくなると定着しないみたいなことがあって、それと資源状況が今成熟化しているし、よりこういう取組の重要性というのは高まっていると思うのですけれども、その辺について、現時点で教えていただけることがあったらお願いしたいというのが第2点です。

それから第3点。これは単に私の個人的な意見として聞いていただければいいのですがけれども、森林認証は、もう25年とか30年ぐらい経っていてですね、それで森林認証を取ることによって価格プレミアムが生まれて、認証材の需要が拡大して有利に販売ができるみたいなことを最初から期待して取っているみたいな側面はあるのですけれども、でも世界的に見ても、どうもそれだけでは何か一筋縄ではいかないというのか。もちろん認証を取って、それによって森林管理を充実させていくとか、今後のいろいろな、違法伐採問題とかいろいろなことに対する対応というのは重要なので、取ること自体は非常に重要だと思っているのですけれども、それとともに、取っている森林所有者であるとか産業組織とか行政組織にとって、例えば企業価値とか、行政だったら行政としての取組に貢献できるような森林認証の意義づけみたいなことを考えてもいいんじゃないのかな、みたいなことを考えていまして。

それで、例えばですけれども、私、S G E CとかP E F Cに関わっていて、ドイツだと地域ラベルというのをつくっているんですね。というのは、認証のラベル自体はF S CとかS G E Cということで、「静岡県産材」とか「オクシズ材」みたいなラベルというのはないわけですね。ところがP E F Cドイツという、ドイツはどちらかというと輸入国なのでそういうことをやっていて、それでS G E Cの事務局なんかと話しても、「要望が強ければ、そういうことをやることはそんなに難しくはない」みたいなことを言っていてですね。そういう国際的な枠組みと、地域の産業組織なり所有者の要望というのをうまくマッチングさせて、より国産材なり県産材を盛り上げていく発想があってもいいのかなという感じがしているということです。それで、3番目は、そんな考え方もあるんじゃないかということで、意見として聞いていただければいいです。以上です。

○中谷会長

では当局、いかがでしょう。

○小池森林計画課長

まず、2ページ、3ページを比較して、新計画の部分がどういうふうに変ったかというのが分かりにくいとご指摘いただいたかと思います。この辺、見せ方についてはま

た検討させていただきたいと思います。

それから、7ページ、木材生産団地の関係です。県内で、森林認証が進んでいまして、各地域にF S CとS G E Cが分かれて認証を取っている状況になっています。赤い「○」のところは今回生産団地という位置づけになりますが、天竜地域、浜松を中心とした西側のほうがF S Cで、それが大井川の辺りまでF S Cで、それ以外のところがS G E C、それから一部伊豆のほうにもF S Cがあるといった状況になっています。

この生産団地の肝としましては、これから需要の変動に、しっかり丸太を供給していくことがすぐできるようにということで、団地の規模が1,000ha程度の規模を大体考えていまして、こういう計画規模の団地の中で、木材生産計画をしっかりと立てた上で、それに付随するような路網を先行整備、あるいは架線も先行整備して、しっかり主伐で丸太を適時に出していけるような体制をつくる。そういったビジョンを持って、こちらの事業については取り組ませていただいているところです。

それから、同じく森林認証に関して、ドイツの取組などをご紹介いただきました。県の中ではまだそこまで話が行っていなかったものですから、これから検討を進めていきたいと思います。

○中谷会長

志賀委員、いかがですか。

○志賀委員

1点だけ。生産計画を立てるのは、認証を取得した主体が立てるのでしょうか。それとも森林組合とかそういう事業体とかが立てるような。どういう仕組みになっている。

○伊藤森林整備課長

「生産計画を立てるのは」というところですが、基本的には、この25の生産団地それぞれにコアとなる経営体がおありまして、そこで生産計画を策定する形になっております。どこかまとめて、従来の林業構造改善とか、そういった組合形式でとか、そういう形ではなくて、個々の経営体が所有者と受委託契約等を締結いたしまして、その中で生産計画を定めるような形になっております。

○志賀委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○中谷会長

ほかにいかがですか。今泉委員、どうぞ。

○今泉委員

18ページで、カーボンニュートラルの関係で、主伐の促進、あるいは作業道の整備、これは国の流れでして、そういったのを推進していくのはいいことだと思うのですが、その一方で、木材の生産だけを考えてしまうと、本来森林が持っている防災機能をはじめとした多面的機能が失われてしまう。あるいは災害を招くというリスクもあると思うので、ここに書いてある試み自体は、私は推進すればいいと思うのですが、それとともに、もともと持っている森林の機能の維持というのを併せて考えていただくというの必要ではないかと思います。これは単なるコメントですけど、よろしくお願いします。

○中谷会長

ほかにご意見等ございますか。蔵治委員、どうぞ。

○蔵治委員

まず15ページのところですけど、皆伐・再造林という大きな流れの中で、それが行き過ぎた、皆伐した後再造林をしないということもあると思いますので、母数として、主伐面積、皆伐面積を把握しているのでしたら、必ずどこかに書いていただいて、何割が再造林されているかというのは示していただいたほうがいいと思うんですね。ちょっとどこに示すべきか分かりませんが、先ほど、林業以外に開発等に伴うものもあるとおっしゃっていたんですけど、15ページの図、グラフの中では、「主伐等」という中に林業生産活動によるものとそれ以外によるものと分けてちゃんと書いてありますので、こういうふうに分けていただくことはできるのかなと思います。

質問は、ここで「林業生産活動以外」というのが令和元年度から急に出てきて、しかもかなり大きなボリュームを占めていることが分かるのですけれども、逆に言えば、「林業生産活動以外」を抜いたら木材生産量はかなり少なくなるというふうに見えるわけですが、その「林業生産活動以外」の木材生産というのが、なぜこれほど大きく途中から出てきているのかというあたりを、少し補足していただいたほうがいいと思いました。

2点目ですけれども、18ページの目標とされている面積は「間伐特措法に基づき吸収源対策として計画した整備面積」となっているのですけれども、この実績については、計画された面積なのか、それとも実際に間伐等を実施した実績としての面積なのかがよく分からなかったです。例えば1万haという数字ですけど、実際1万ha間伐したということをお願いのかどうか分からないので、目標値が毎年変わっているという話なのかというあたりが明瞭になればいいかなと。

それともう1つは、仮に間伐の実績面積だということであれば、ぜひ、そこから木材を搬出した利用間伐なのか、あるいはその場に切り置いた間伐であるのかというあたりは明確に区分してグラフに書いていただいたほうが分かりやすいかなと。なぜかという、先ほどの15ページのグラフでは、間伐からの木材生産量は年々減ってきているというふうに読み取れますので、それに対応したグラフが恐らく18ページにも出てくるのかなと思ったところです。

3点目ですけれども、次の19ページですが、強調はされていないんですけど、上から3番目の指標に「公益的機能を持続的に発揮している保安林の割合」というものがあるのですけれども、これが目標86に対してスタートが83ということですが、これも、どうしてこういう指標が入っていて、かつ、公益的機能を持続的に発揮している保安林なのか、それとも公益的機能を持続的に発揮していない保安林なのかを、どなたかが区分していらっしゃると理解したのですが、それが具体的にどういうことなのかはこちらでは分かりかねるといえるか、様々な保安林の種類があって、重複指定とかいろいろあって、それぞれの、例えば水源かん養保安林とか、保安林の種類によって「こういうふうになっていれば持続的に発揮している」という基準をお持ちで、それを調べられているのかなと想像をしたんですけれども、その辺、少し教えていただければと思います。

○中谷会長

では当局、いかがですか。

○伊藤森林整備課長

まず、1点目の主伐・再造林の関係につきまして、ページでいいますと15ページになります。これは令和元年から——これは暦年なものですから令和元年になりますけれども、令和元年から、この「林業生産活動以外」というものが出てきたということですが、私ども静岡県で平成30年度から主伐・再造林に取り組むようになりまして、それ以前は、素材生産量調査、県独自に調査をかけているのですけれども、それ以前はまだ、林業生産活動による伐採なのか、あるいは林業生産活動以外、開発であるとか道路の支障木であるとかを分類していなかったものですから、令和元年から数字が出てきたと。ちょっと色は変えてあるんですけれども、平成29年、平成30年も、この中にそういった伐採が含まれるということでご理解いただければと思います。

それと、2点目、資料では18ページになりますけれども、間伐等の面積。「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」ということで、これは間伐であるとか、

通常の下刈り、保育の関係も含まれたものでして、先ほど委員からもご指摘ございました、年間の目標が1万haということで、これに対して令和2年までの実績が、あくまでもその年に行なわれた保育間伐であるとか利用間伐であるとか、下刈りであるとか枝打ちであるとか、そういったものが含まれております。それはあくまでも実績ですので、それが分かりやすいような表現に努めたいと思います。

3番の保安林につきましては、保全課の大川井課長のほうからご説明させていただきたいと思います。

○大川井森林保全課長

ご質問のありました「公益的機能を持続的に発揮している保安林とは」ということですけれども、この中にカウントされているものは、間伐等の森林整備が実施された森林の面積と、あと1齢級から3齢級の保育期間にあるものは、保育で整備されているということでそれがカウントされていて、あと13齢級以上の人工林の面積、それはそれまで整備されてきて大きくなっているものなので、保育期間を抜けているということで、そこは機能を発揮しているということで、その面積がカウントされています。それからあとは、天然林の面積をカウントして、それらの合計でパーセントを——全体の保安林の面積から、整備されているというか、機能を発揮している森林のパーセンテージを出して、ここに掲載させていただいています。

○中谷会長

蔵治委員、よろしいですか。

○蔵治委員

もう1個。

○中谷会長

どうぞ。

○蔵治委員

保安林については、そういう統計的な数字を計算されているだけだということはよく分かりました。

それで、1点目のところで申し上げた主伐面積という点についてはどうなのかなと思うんですけど、やはり伐採届というものが出されていて、市町村がそれを受理している以上、伐採届を集計していただければ、主伐の面積というのはある程度出てくるものと思うところですが、そういう数字をお持ちであるのかどうかということと、お持

ちであれば掲載していただけるかという点を確認させていただければと思います。

○中谷会長

どうぞ。

○小池森林計画課長

主伐の面積ということで、森林計画の中では、業務報告という形で、伐採届の取りまとめであるとか、そういったものを年に1回しております。林野庁に報告しているものがございますので、伐採届上の主伐の面積というものが集計としてはございますので、そのあたりをまた示していきたいと思っています。

それから、先ほど触れました、当県の再造林率の状況についてご説明させていただきますが、これは割と定義があやふやで、林野庁も「これからしっかり定義づけする」ということで、ちょうど先週の金曜日ぐらいにそんな動きがあって、県でも数字をはじめたところです。林野の定義、仮の定義だと思うんですが、現状でいいますと、当県の場合は62%が再造林率という形になっています。それ以外については天然更新をかけているといった状況になっているかと思っています。

○中谷会長

よろしいですか。

○蔵治委員

大丈夫です。

○中谷会長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員

生物多様性条約に関連して一言意見を述べさせていただきます。

愛知目標で、2020年までの目標として、国土の17%だか13%だかを保全するということを設けていたんですが、それが2020年度になかなかかなわなかったというので、次に2030年度までに、日本の場合、国土の30%を保全するというので、「30by30」ということで、日本国として達成を目指していこうということを決めております。その条約の締約国会議が、2020年度開催予定だったものが延び延びになって、今年の秋に行なわれることになっています。できることなら、せっかく2030年までに30%という話で、大半はやはり森林に関わってくることだと思っていますので、その部分について、一言何か、こ

の「方向」のあたりに書き込んでいただくと大変ありがたいかなと。

「方向」のところというのは、それぞれ施策で予算がついている・ついていないという話があるかと思うんですが、この森林の基本計画の改定まで待っていたのでは2025年度を越えてからということになりますので、「30by30」の半分の期間が既に終わってしまっているということになります。となると、やはりどこかの段階でこの白書に少しでも、もうほとんどカーボンニュートラルと両輪という形で進めていく、国際データベースにも登録していくという形で進められていきますので、何らかの形で早い段階でこの白書にも書き込んでいただければと思います。

○中谷会長

それについて、いかがですか。

○中山自然保護課長

浅見委員から「30by30」のことについてご発言ございました。今県内では、県がということではないんですが、1つ話題ということで、南アルプスにつきましては、環境省が静岡県側のエリアを、もともと稜線しか指定がなされていないわけですが、かなり広い面積で公園区域を拡大しようという動きがございます。ただ、ここ1週間前ぐらいでしょうか。その発表が公にされたのは1週間前だったと思うんですが、国の動きとしてはそういうのがございますので、そういう記述がどこかでできるのか。そこは紙面との兼ね合いで検討してまいりたいと思います。

○中谷会長

どうぞ。

○浅見委員

実は「30by30」の注目すべき点としては、保護地域として法律だとか条例で定められた区域以外、例えば企業が持っている林地だとか、あるいは地域が組合みたいな形で持っている場合、あるいは団体が持っている、そういうところも含めて組み込んでいこうということ。

それから、もう1つの着眼点は、保全そのものを目的としない林、例えば天然記念物だったり、あるいは砂防目的だったり止水目的だったりといった土地も含めていって30%を達成しようというものですので、特に公園だとかに限らず、まさしくこの森ですね。「いろんな企業だとかに関わってもらって、そして守っていこう」というこの白書においてもしっかりと書き込んでいったほうがいいんじゃないかと思った次第です。

○中谷会長

よろしいですか、中山課長。

○中山自然保護課長

通常の森林——今先生おっしゃったように、たしか陸域が20%強だったと思います。それで海域の15%強ぐらいが、多分今指定されているというか、保全されている地域になっているかと思うんですけども、当然国立公園だけではなくて、先生おっしゃったように企業の持っているところも含まれるというところは認識していますので、今後森林局と合わせまして、そこら辺の記述がどのようにできるかというところは考えさせていただきますと思います。

○中谷会長

どうぞ。

○浅見委員

既に環境省では、協賛団体とか自治体とか、いろいろ名簿を公開されております。県下では静岡市が自治体として唯一名のみを上げていらっしゃいますので、静岡県もぜひ頑張ってください。

○中谷会長

ほかにいかがですか。山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

2点言おうと思ったんですけど、1点目は今浅見先生におっしゃっていただきましたので割愛したいと思います。「生物多様性」というキーワードがあまりにも少ないなどというのは、直感として思いました。

もう1点は、21ページになります。「県民の理解と参加の促進」というところですけども、このコロナ禍ですので、「森づくり県民大作戦」の参加者数を指標に置くと、その達成のためにコロナのリスクを負って各NPO等々が主催しなければならないのかというふうに読み解けてしまいますので、この目標値を今後どうやって置いていくのかというのは、これは今年度の白書に対して回答は求めませんが、今後ですね、特に「森づくり県民大作戦」の目標値をどう設定するのかというところは、また共に考えていきたいなと思ったところです。

これに類するところが、28ページになりますけれども、中段の「県民や企業の参加による森づくり」で、ここに「イベント」というキーワードがやっぱり出てきます。イベ

ントですと、やっぱりどうしてもこのコロナ禍で、少なくとも向こう数年は「どんどんやっていこう」という機運は多分高まりにくいというふうに思いますので、例えば少人数でも高品質の森づくりイベントを開催するとか、あるいはオンラインという切り口で何か新しいことができないかとか、あるいは学校の授業の中に上手に入って行って森林環境教育ができないかとか、このあたりも今後の県の施策の中で上手に位置づけていただけるとありがたいなと思いました。

○中谷会長

ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○坂東委員

ページは同じですが、21ページの指標の最後に、森林情報共有システムのアクセス数が令和3年に格段に伸びているんですけど、理由を教えてくださいたいことが1点。

それから28ページに、企業への森づくり情報の提供とかマッチング支援とかありますが、キャンプ場事業者さんとかも、その上の段に「自然ふれあい施設」とありますが、県や市町の公共のふれあい施設だけじゃなくて、今富士山麓でも新しいキャンプ場を営まれる方とかが増えてきているので、そういうところへの情報提供とかプログラムへのお誘いとかしていただけると、県外からすごくたくさんの方がお見えになっているようなので、何かつながりが生まれてくるのではないかなと思った次第です。

○小池森林計画課長

1つ目のご質問にお答えいたします。

21ページ、森林情報共有システムのアクセス数が急に伸びている理由ですが、森林情報共有システムにつきましては、森林簿、森林の資源状況などを示したものです。こちらの個人情報を除くものをWebで公開しています。その中には、森林に関わる法規制の状況といったものも一緒に公表しています。

令和3年には、先ほどお話がありました、熱海の土石流災害がございまして、その関係で、こちらの森林簿が見られたという経緯がはっきりしておりますので、数字が伸びたのは、そこに尽きると理解しています。

○中谷会長

どうぞ。

○諸田環境ふれあい課長

今、民間のキャンプ場というお話がありました。今キャンプは非常に人気が出ている

ところですけども、私どもでも県民の森などにキャンプ場があるんですけども、なかなか難しいところがあります。今民間はすばらしい取組などをしており、民間の意見といいますか、やり方をぜひ参考にしたいなと思っているところですので、また民間とも連携しながら考えていきたいと思っています。

○中谷会長

坂東委員、よろしいですか。

○坂東委員

はい。

○中谷会長

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

荒川さん、どうぞ。

○荒川委員

私からは、16ページの「ビジネス林業の定着」に関連して3点ございます。

1点目は質問で、もしかしたら説明を聞き逃したかもしれないのですが、上の表の「ビジネス林業の定着を図る事業体数（累計）」とあって、目標60に対して20台の実績となって、かつ減っているんですけども、累計値となっていて、これはどういう意味かというのを教えていただければというのが1つ目。

2つ目は「評価」で、労働生産性について「向上しているものの目標は達成していません」とありまして、これに関しては「効率的な生産システムの導入や林業経営体の経営改革などを進める必要がある」というふうに評価しているんですけども、これも上の表を見ますと、目標5.6に対して4点幾つの中前半台で推移しているということです。

この生産性については、主伐、間伐の種別によらず、県内の生産全体の生産性という数字をお出しになっているかと思うのですけれども、当然ながら、主伐、皆伐を行なえば生産性は高くなり、間伐でやっていたら生産性はそこまでは上がっていかないという中で、本当に目標を達成できない理由が、生産システムの効率性や経営体の経営の問題が主なのか、それとも思ったほど主伐が進んでいないことによるものなのかというのが、疑問だと思っていることと、今の施業も、だんだん条件不利地、道から遠くて傾斜が急なところに施業地が移っている中で、技術的な生産性の向上が条件の不利にかき消されて生産性がなかなか上がっていかない、決して技術的な進歩がないから上がっていかないのではない状況だと思うので、この「評価」のところですね、この表現が果たして

正確だろうか疑問に思うところです。

3点目ですが、同じく「評価」のところで「新規就業者数は例年を下回っている」と。これについては、就業情報や林業の魅力のより効果的な発信というのが、改善策という課題として挙げられているところですが、これも新規就業者数が伸びないことについて、情報発信に問題があると問題点を特定された理由ですね。これも「ほんまかいな」と思うところもあって、どうしてこれが情報発信のせいだと評価するに至ったのか理由をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○中谷会長

では、当局。どうぞ。

○深野林業振興課長

1点目の「ビジネス林業の定着を図る事業体数」ですけれども、先生のおっしゃるように、目標として60を掲げていまして、これは、必要な木材生産量から考えますと60ぐらいの事業体にぜひ頑張っていたいただきたいということで、目標として60を立てています。

ただ実際には、先生おっしゃいますように伸び悩んでいるということで、実際には27から20に、元年から2年に減ってしまっているということで、私どものほうも危機感を持っております。これは林業を振興していく上で非常に大きな問題ですので、どういう対策を打つのが一番よいのかということを検討してまいりたいと思っております。

2点目の、労働生産性ですけれども、これにつきましては、主伐は生産量の目標として20万 m^3 、間伐が30万 m^3 を目標に計画を立てています。そうしますと、主伐のほうやはり労働生産性が高いということで、1日当たり7 m^3 、間伐については5 m^3 ということで、平均の労働生産性、目指すべき目標は5.6 m^3 ということになっています。

伸び悩んでいる理由としましては、やはり主伐がいま一つ伸びが少ないというところで、現在森林認証を受けているところを主体とした1,000ha規模の団地を設定する施策を進めておりますので、そういった中で少しずつ主伐が進んでいくのではないかと期待をして実施しているところです。

最後の3点目、新規就業者の件です。こちらは実績値が61人ということで、今年度下がってしまっております。頑張っって少しずつ伸ばしてきたわけですけれども、昨年度はいろいろな働きかけを、広報関係を含めて計画しておりましたが、残念ながら新型コロナの関係で、ことごとくできない状況でした。若者に対して周知する方法としましては、やはりSNSですとかそういったものも十分に活用しながらやっていくということで、

今年度は仕切り直しをしているところですので、やはり働きかけが少ないと、なかなか情報が伝わらず、就業まで至らないというような傾向があるように思いますので、もう少しその状況も分析をしながらやってまいりたいと考えています。

ビジネス林業の事業体数ですけれども、だんだん減ってきているということですが、この数字につきましては、再度私どものほうでも確認をして報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅井森林・林業局長

すみません、ちょっと。

○中谷会長

どうぞ。

○浅井森林・林業局長

ただいま、ビジネス林業の関係でご質問いただきましたけれども、3点目の新規就業者の減っていることに対する評価・分析ということでご質問いただいたと思っております。情報発信等がうまくいかなかったから減ったのかどうなのかということですが、一面としてそういったところもあるのかもしれないですが、もう少しこれを深く分析をしていきますと、林業に就く方が、安定した条件で働ける魅力のある産業としてどうなのかというところが、根本的な問題としてあるのかなと思っております。今年度は、そういった林業経営体の雇用の状況等も聞き取り調査をして分析をするということにしていますので、そういう中で、新しい職場として見ていただけるのか。それから、入った後もしっかり定着していただける、そういう状態になっているかどうかということは、内容面、中身の部分もしっかり分析をする必要があると思っております。そういったことをやった上で、ここにありますような情報発信だとか見学会、就業相談会ということもやってPRもしていくという、その両面が必要と捉えております。

すみません。もう1点よろしいですか。

○中谷会長

どうぞ。

○浅井森林・林業局長

先ほど今泉委員から、「木材生産を頑張るといいんだけど、一方で森林の防災機能というものがやっぱりあるので、そちらとしっかりバランスを取って」というご意見だったかと思えます。

これについては、当然木材生産をするところは、生産の適地というところでやっておりますので、山を壊さないで木材生産をしていくというのは大前提です。そういう中で、木材生産をして、そして切って、また植えて育てるということを適切にやっていくことで、木材生産をするフィールドであっても、森林の公益的機能の発揮ですとか、あとそれから防災面を両立させながらやっていくことが必要なのではないかなと思っております。先ほど来から森林認証についてのご意見もいただいておりますので、まさに森林認証というのは、そういった経済性と、それから環境面、公益性の面をしっかりと両立させる、そういった森林の管理の在り方だと私どもとしては捉えておりますので、森林認証も進めつつ、その中で木材生産もしっかりやっていくという考えでおります。

2点補足させていただきました。

○中谷会長

荒川さん、いかがですか。

○荒川委員

ご説明ありがとうございます。よく分かりました。

やはり生産性のところですね。今おっしゃるような形で、対策としても主伐ができるよう環境整備をされているということであれば、ちょっとこの書き方はやっぱり違うのかもしれないなどお答えを聞いて思いました。「効率的な生産をできるように技術を向上してください」と事業体に指導していくのか、計画段階で「より主伐を、皆伐を進めるように施業地の確保をしたり、あるいは主伐をよりしっかりできるような技術を習得してください」と言っていくのか。ここでのスタンスの違いは、経営体に対する指導や経営計画の立て方自体に影響するものだと思ったので、この生産性の向上と、実際に何をどう生産していきたいか、その中でどんな施業をさせていきたいかというところに矛盾のないよう、表現していただいたほうがよいのではないかと感じる次第です。

○中谷会長

ありがとうございます。当局、その点はよろしくお願いいたします。

ほかにいかがですか。よろしいですか。加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

15ページに関してですけれども、先ほどから何人かの委員の方から、主伐に関して、それから再生林に関していろいろなご指摘、ご質問があったと思います。今ここで再生林面積については、基本方向1「森林資源の循環利用による『森林との共生』」の中で、

木材安定供給の一部として取り扱われていますけれども、やはりここの上の文章にもありますけれども「主伐・再生林の促進等の課題があるものの」という一文があるように、非常に重要な課題だと思いますので、ここはやはり、1ページ抜き出して、1つの課題としてページを設けたほうがいいのではないかなと思います。

再生林面積は、平成29年から、令和3年はまだこれから公表ですけれども、こちらの面積を合計しても1,000haに満たない。この50歳級の面積というのが将来的に50年生の面積となることを考えますと、いろんな施業面積、今経営計画が立っている面積とか今年度実施した面積と比較しても、非常に少ない面積という、林業県静岡の危機的状況ではないかと考えますので、多分静岡県にお住まいの皆さんも、天竜地域を擁する静岡は林業の盛んなところだというイメージがあるかと思うので、「これは非常に危機的な状況だよ」というのを、別に皆さんにお知らせするのは恥ずかしいことではないと思いますので、ぜひこういう危機を県民の皆さんとも共有すべきではないかなと思います。

そちらに関連するのですけれども、30ページの林齢のグラフがございます。こちらは、全国の年齢構成と静岡県の年齢構成を比較して、パーセンテージで「20年生以下1.1%」と表示していますけれども、この縦軸を、パーセンテージじゃなくて面積で表現していただくのがいいのではないかなと思います。これは再生林面積とも連動する情報ということで、いかがでしょうかということです。

○中谷会長

ありがとうございました。

私も天竜の住人なんですけど、いかがですか、当局。

○小池森林計画課長

再生林面積の関係ですね。1ページ抜き出してというご意見だったかと思います。紙面全体の構成の中から、そこができるかどうか、改めて検討をさせていただきます。

ちなみに、令和3年の12万8,000m³というのが木材生産活動による丸太の生産量となっています。15ページのグラフですが、ヘクタール当たり400m³程度出るとすると、この12万8,000m³で大体320haぐらいの森林面積が皆伐されているということで、このグラフから概算読み取れるかと思います。先ほど6割程度が再生林率と申しましたので、320に6割を掛けると200ha弱という形になっています。

それで、年間の本県の再生林面積というのが大体170とか180haなので、200には若干足りていないというような数字が現実としてあると思っております。この辺の30ページも

含めまして、「資源が将来的に大変不足する危機的状況だよ」ということは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、県民の皆さんにいかに理解していただくか、現状を把握していただくかは、少し検討をさせていただきたいと思います。

それから、30ページのグラフの中で、パーセンテージで縦軸を表現しているところ、この部分は「面積のほうが」ということですので、こちらはしっかり改めさせていただきたいと思います。

○加賀谷委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

一応目標に令和3年度に500という数字がある以上は、そこの分析をしっかりしていくこと、皆さんに明らかにしていくことが大事だと思います。よろしく願いします。

○中谷会長

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、本日皆様からいただいた意見をまとめ、答申に反映をしたいと思っております。

なお、答申につきましては会長一任ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷会長

ありがとうございます。

また、オンラインでご出席の委員で異議ありの方は、「手を交差させて『×』を挙げることにより意思表示をお願いします」と書いてありますが、いかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

県当局においては、答申の内容だけではなく、本日各委員から出された意見を今後の施策の参考にしていただき、森林との共生の推進に努めてください。

それでは、「令和4年度版静岡県森林共生白書(案)」の審議を終了します。

次に、報告に移ります。

「林地開発許可に係る答申」について、事務局から説明願います。

○事務局(阿曾)

森林保全部会の事務局から、林地開発許可に係る答申の結果について報告いたします。

お手元の資料の「林地開発許可に係る答申（林地保全部会）」をご覧ください。

初めに、1「林地開発許可案件答申実績」の（1）「件数実績」について説明いたします。

昨年12月16日及び本年3月15日に林地保全部会を開催いたしました。林地開発許可につきましては、個別諮問の案件で、新規許可2件、変更許可1件でした。包括諮問の案件で林地保全部会に報告済みのものが、新規許可で6件、変更許可で1件でした。個別諮問、包括諮問、合わせて10件となりました。なお、保安林の解除の案件はございません。

また、本日午前中に今年度第1回の林地保全部会を開催いたしまして、包括諮問案件2件の答申報告を行ない、委員の皆様にご了解をいただいたところです。この2件につきましては、次回の本会議におきまして改めてご報告いたします。

（2）「目的別件数面積」についてですが、先ほどの10件の内訳を見ますと、「宿泊施設・レジャー施設の設置」について、2、「答申案件一覧」の5番の1件になります。

「工場・事業場の設置」につきましては、「答申案件一覧」の1、2及び7番の太陽光発電施設の設置に係る新規許可案件が3件になります。

続いて「土石の採掘」につきましては、「答申案件一覧」の3、4、6及び9番の4件が新規許可となりまして、これらはいずれも既に稼働している採掘場の更新に伴う許可です。

その他、「残土処分場」につきましては、8番の新規許可が1件、10番の変更許可が1件になります。

以上の10件の案件に対しまして、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」として答申いたしました。

なお、これら10件につきまして、附帯意見はありませんが、指導事項として、「緑化に当たっては国産種苗を基本とすること」「事業区域外への土砂流出防止対策に万全を期すこと」などを事業者に伝達いたしました。指導事項に関しましては、許可権限を有する県または移譲市において指導していくこととしております。

「林地開発許可に係る答申」について、林地保全部会の事務局からの報告は以上です。

○中谷会長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

○司会

中谷会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、経済産業部理事の清水からご挨拶を申し上げます。

○清水経済産業部理事

経済産業部理事の清水です。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今日、白書の審議をしていただいたのですが、委員の皆様から、県民の皆様に分かりやすく伝えるための伝え方の手法をご提案いただいたり、それから評価・分析の中で十分でないところのご意見をいただきました。今日いただいたご意見を踏まえまして、内容を一部修正して、7月までに取りまとめをさせていただきたいと考えております。

次回の森林審議会は、12月に、地域森林計画の変更について、またご意見をいただきたいと思いますと考えております。引き続き、ご意見、ご提案をいただきますようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、令和4年度第1回静岡県森林審議会を終了いたします。

オンラインでご出席の皆様は「退出」ボタンを押してZoomから退出してください。お疲れさまでした。

午後3時13分閉会